

【 病理診断 】**4 3 診断穿刺・検体採取料等の算定がない場合の N 000 病理組織標本作製の算定について****《令和 4 年 1 月 3 1 日》****○ 取扱い**

診断穿刺・検体採取料又は手術料の算定がない場合、N 000 病理組織標本作製の算定は原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

医科点数表告示第 13 部病理診断の通則 1 において、「病理診断に当たって患者から検体を穿刺し又は採取した場合は、第 1 節及び第 2 節並びに第 3 部第 4 節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。」と示されている。

医科点数表告示第 3 部第 4 節診断穿刺・検体採取料の通則 1 において、「手術に当たって診断穿刺又は検体採取を行った場合は算定しない。」と示されている。

病理組織標本作製とは「採取した生体組織から標本を作製し、病理診断を行う」ものであり、検体は手術で組織を切除して採取するほか、内視鏡や針生検などで病変部の組織を採取したものである。

以上のことから、診断穿刺・検体採取料又は手術料の算定がない場合、N 000 病理組織標本作製の算定は原則として認めないこととした。

ただし、診断穿刺・検体採取料が算定できない場合（他院で検体摘出等）については、個々の症例により判断する必要がある。